

みなかみ

見守り  
新鮮情報  
No.113

**事例1** 1週間前に夫が**店舗**で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、**クーリング・オフ**したい。できるだろうか。  
(当事者：80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

**事例2** 1週間前に**店舗**で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。**返品**して再度購入したいと店舗に伝えたところ、**できない**と言われた。**クーリング・オフ**できないのか。  
(60歳代 女性)

# 店舗での買い物は、 クーリング・オフできません

## ひとこと助言



よく分からなければ  
相談して

見守るくん

- 店舗での購入は、クーリング・オフできません。
- クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。
- よく分からないときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第387号 (2021年3月2日) 発行：独立行政法人国民生活センター

困った時の連絡先 みなかみ町地域包括支援センター

62-0540